

國學院大學卓球部OB会規約

第1条 本会は國學院大學卓球部OB会と称し、事務局を國學院大學卓球部内に置く。

第2条 本会は関東学生OB・OG卓球連盟に加入する。

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、以って明朗闊達な交流を倍加することを目的とし、國學院大學卓球部の発展に寄与する。

第4条 本会は以下の行事を行う。

- (1) 総会および親睦会の開催
- (2) 周年記念行事の実施
- (3) 現役主催の行事への参加
- (4) 選手激励会の開催
- (5) 関東学生OB・OG卓球連盟の主催する事業への参加
- (6) その他

第5条 本会の会員は國學院大學卓球部卒業生とする。ただしこれに準ずる者も役員会の承認を得て会員となることができる。

第6条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 若干名
 - 総 務 OB会諸活動の立案と運営、名簿および会報の作成
 - 会 計 会費の集金と出納、予算および決算の作成
 - 会計監査 会計の監査
 - 強 化 競技力向上のための現役支援
- (5) 監 督 現役統括およびコーチの選任

第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 幹事長は本会の運営を円滑ならしめるため、必要事項を企画し、これを執行する。

4 総務は幹事長を補佐し、幹事長事故ある時はその職務を代行する。

第8条 役員を選任は会員の互選により選出し、総会で承認を得る。

第9条 幹事長は必要に応じて幹事会を開催することができる。

第10条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。

第11条 本会に名誉会長1名、顧問若干名をおくことができる。

2 名誉会長は、会長の経験者で特に功績があったと役員会で推挙され、総会で認められた者とする。

3 顧問は、会長または副会長の経験者で特に功績があったと幹事会で推挙され、総会で認められた者とする。

第12条 本会の会費は年額1口3,000円とする。30歳未満ならびに60歳以上の会員は1口以上、それ以外は2口以上とする。

2 必要に応じて、年額1口2,000円の現役支援金を徴収することができる。30歳未満ならびに60歳以上の会員は1口以上、それ以外は2口以上とする。

第13条 本会のすべての年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第14条 本規約の改正およびその他必要事項は総会において定める。

附則 本規約は昭和38年4月1日から実施する。

附則 本規約は昭和47年4月1日から実施する。

附則 本規約は平成19年6月1日から実施する。

附則 本規約は平成31年4月1日から実施する。